

## UIターン移住創業支援事業助成金交付要領

### 1. 目的

この要領は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）が実施する、UIターン移住創業支援事業助成金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

### 2. 助成事業の内容

支援センターが交付する助成金交付事業の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の内容は、次に掲げる（1）から（3）の要件をすべて満たす事業とする。

- （1）福井県の地域課題の解決に資する社会的事業分野（空き家活用、子育て支援、買物弱者対策、県産品の活用、健康寿命延伸、高齢者・障がい者の生活支援、教育・人材育成、環境対策、地域活性化、まちづくり、地域商社等）の事業であること。
- （2）公序良俗に反する事業でないこと。
- （3）公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

### 3. 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- ① 「創業」とは、個人事業の開業をすること、または会社等（会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社もしくは企業組合、協業組合、特定非営利活動法人をいう。）の設立を行い代表者となることをいう。
- ② 「県外」とは、福井県以外の地域のことをいう。
- ③ 「商工団体」とは、原則として、福井県内の商工会議所および商工会のことをいう。
- ④ 「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。
- ⑤ 「みなし大企業」とは、以下のものをいう。
  - ア 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が発行している中小企業者。
  - イ 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
  - ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

### 4. 助成事業対象者

本事業の助成対象者は、次に掲げる（1）から（5）の要件をすべて満たす者とする。

- （1）各年度の助成事業の公募開始日から事業期間完了日までに福井県内において2. に示す事業を創業し、個人事業の開業届もしくは会社等の設立登記を行い、その代表者となる者であること（大企業および「みなし大企業」は対象外とする。）。
- （2）各年度の助成事業の公募開始日の1年前から事業期間完了日までに、福井県内に住民票を移して居住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有していること。
- （3）住民票を移す直前に、連続して5年以上、県外に在住していたこと。
- （4）法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- （5）申請を行う者または設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力または反社会勢力との関係を有する者ではないこと。

### 5. 助成対象経費

助成対象経費は、2. の事業に要する経費であって、別表に定める経費のうち支援センターが必要かつ適当と認める経費とする。

### 6. 助成率および助成金額

助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内で支援センターが定めた額とし、1件当たり200万円を限度とする。（うち、地方創生推進交付金対象分は、助成率2分の1以下、1件当

たり150万円を限度とする。)

## 7. 助成対象事業の期間

助成金交付事業の期間は、交付決定の日から交付決定日の属する年度の1月末日までを原則とする。

## 8. 計画申請の制限

計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、次に掲げる事業を除く他の助成事業による助成を受けることができない。

- (1) 各市町が交付する移住支援金
- (2) 福井県が交付するUIターン移住創業支援事業（移住創業奨励金）
- (3) その他知事が認める事業

## 9. 助成事業の採択基準

(1) 助成事業は、次に掲げるすべての基準を満たすものであり、申請された事業内容を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- ① 地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）。
- ② 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）。
- ③ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）。
- ④ 起業する者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。

(2) ① 支援センターは、学識経験者、経営専門家、県内起業家等で構成する「UIターン移住創業支援事業審査委員会」を設置し、助成金交付事業としての採択について諮問する。

② 前号に規定する委員会は、支援センターの諮問を受け、計画書の内容が次に掲げる要件の適否について審査して答申することとする。

- i (1)の①から④の助成事業の採択基準に適合していること。
- ii 事業計画および方法が、その目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得る事業であること。
- iii 助成の対象者として不適当と認められる行為がなかった者であること。

## 10. 助成事業の公募およびその広報

(1) 支援センターは、本要領に規定する助成事業について公募する。

(2) 支援センターは、本要領に規定する事業に関して、助成金交付申請書の提出先、提出期限、提出書類、その他助成事業の募集に関し、必要な事項を広報するものとする。

(3) 支援センターが(1)の規定により行う広報は、支援センターの主たる事務所の掲示場に掲示するほか、定期刊行物、ホームページ等への掲載など適切な方法により行うものとする。

## 11. 助成金の交付決定までの手続き

支援センターは、次の手続きにより各事業年度における助成金交付事業を決定するものとする。

(1) 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、商工団体に協議の上で様式第1の助成金交付に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、様式第2の意見書を添えて、支援センターが別に定める期日までに支援センターに提出するものとする。

(2) 申請者は、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して事業計画書を作成しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない

ものについては、この限りでない。

- (3) 支援センターは、事業計画書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて通知する。

## 12. 助成金の交付申請

- (1) 11. (3) による通知を受けた申請者（以下、「助成事業者」という。）は、様式第3の助成金交付申請書を、支援センターが別に定める資料を添付して、支援センターが定める期日までに提出するものとする。
- (2) 支援センターは、助成事業者から交付申請書の提出があったときは、すみやかに助成事業者の様式第4にて助成金交付決定通知をするものとする。

## 13. 助成金の交付の条件

支援センターは、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、助成事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更（14. (1) に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請により支援センターの承認を受けること。
- (2) 助成事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他助成金交付事業に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 助成事業の内容の変更（14. (2) に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請により支援センターの承認を受けること。
- (4) 事業期間完了日までに助成事業を中止または廃止する場合、様式第6の助成事業中止（廃止）申請書により支援センターの承認を受けること。
- (5) 助成事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は支援センターに報告し、支援センターの指示を受けること。

## 14. 軽微な変更

助成金の経費配分の変更について、事業目標を変更しない範囲で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

- (1) 助成対象経費の各経費区分において20%の範囲内の変更（助成対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の20%以内の変更額の増減のもの）で助成金の総額に変更を生じないもの
- (2) 助成事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更（原材料の数量、機械装置等の仕様の変更など、助成事業の細部の変更）

## 15. 助成金の交付決定の辞退

- (1) 助成事業者は、12. (2) の規定による交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に不服など、その他の理由により交付決定を辞退しようとするときは、当該交付決定通知を受けた日の翌日から15日以内に様式第7の助成事業交付決定辞退申請書を提出して交付決定を辞退することができるものとする。
- (2) 支援センターは、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る助成金交付決定を取り消すものとする。

## 16. 助成事業の遂行

助成事業者は、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、助成金を他の用途へ使用してはならない。

## 17. 助成事業の実績報告

- (1) 助成事業者は、当該助成事業の完了後、10日以内に様式第8の助成事業完了実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。
- (2) 助成事業者は、(1) の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

## 18. 助成金の額の確定

支援センターは、助成事業者から実績報告書の提出を受けた場合に、当該報告に係る書類の

検査を行うほか、現地調査等を行うものとする。

その報告に係る事業の実施結果が、助成金の交付決定の内容（13. に基づいて変更を承認した場合はその承認された内容）およびこれに付された条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を様式第9の助成金確定通知書によって当該助成事業者に通知する。

#### 19. 助成金の請求

助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、様式第10の精算払請求書により支援センターに助成金の交付請求を行うこととする。

#### 20. 助成金の支払い

支援センターは、18. により交付すべき助成金の額を確定したのち、19. により助成金の交付請求を受けた時は、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

#### 21. 交付決定の取消し

- (1) 支援センターは、助成事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
  - ① 県税その他公課を滞納した場合
  - ② 重大な法令違反があったことが明らかになった場合
  - ③ 本要領の規定に基づく措置に違反した場合および助成事業者が、助成金を他の用途へ使用した場合
  - ④ 助成事業に関して助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
  - ⑤ 支援センターの承認を受けずに、当該助成事業を廃止（中止）した場合
  - ⑥ 当該助成事業を遂行する見込みがないと判断した場合
  - ⑦ 創業後、事業期間完了日までに廃業した場合
- (2) 前項の規定は助成金の額の確定後においても適用されるものとする。

#### 22. 助成金の返還

支援センターは、21. の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合には、当該助成事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、助成金返還を求められた助成事業者は、支援センターが定める期日までに返還しなければならない。

#### 23. 加算金および延滞金

- (1) 助成事業者は、支援センターから22. に基づく助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 助成事業者は、支援センターから助成金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 支援センターは、(1) および(2) においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

#### 24. 財産の管理及び処分

- (1) 助成事業者は、当該助成事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

また、助成事業者は、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第11の取得財産等処分承認申請書等により、支援センターの承認を受けなければならない。

なお、助成事業者は、取得財産等を移設する場合は様式第15の取得財産（機械設備・備品等）の移設届出書により、支援センターに届け出るものとする。
- (2) 取得財産等の管理期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- (3) 支援センターは、(2) の期間中において必要があると認めるときは、助成事業者の管理

状況を調査することができるものとする。

- (4) 支援センターは、助成事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく様式第12の取得財産等処分による収入金報告書を提出させるものとする。
- (5) 支援センターは、(1)の承認をする場合または前号の収入がある場合にあっては当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

## 25. 立入検査等

支援センターは、助成金交付事業の適正を期するため、必要に応じて、助成事業者に対して報告させ、または支援センターが指定する者により、助成事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

## 26. 助成金の経理

助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

## 27. 事業成果の報告

助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年の間は、毎年2月末日を期限に、様式第13の事業成果報告書を、支援センターに提出しなければならない。

## 28. 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

- (1) 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税の申告により、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第14の助成金に係る消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書により、すみやか支援センターに報告しなければならない。
- (2) 支援センターは、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- (3) 前項の返還の規定については、23.(2)の規定を準用する。

## 29. 廃業する場合の措置

助成事業者は、助成事業の完了した日から5年未満で廃業を行う場合は、支援センターに対しその旨を報告しなければならない。その際、支援センターは助成事業者に対し、既に支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

## 30. 情報の公開

採択された事業については、事業名、事業概要、申請者の名称および代表者名を支援センターのホームページ等で公表する。

## 31. 伴走支援

- (1) 支援センターは、助成事業者および申請者に対し、次に掲げる伴走支援を行うものとする。
  - ① 申請事業計画の確認・相談
  - ② 助成事業者の事業計画相談対応
  - ③ 助成事業者の進捗状況の確認
  - ④ 助成事業者の経理処理状況の管理・指導
  - ⑤ 助成事業者の販路開拓等の経営支援
  - ⑥ 助成事業者へのセミナー等開催および相互ネットワーク形成支援
  - ⑦ 地域での事業継続に係る支援

## 32. 助成期間中の状況報告およびアドバイス

助成事業者は、支援センターが別に定める時期に、様式第16の事業活動及び進捗状況報告により報告するものとする。

## 33. その他の事項

- (1) 助成事業者は、助成金交付事業を遂行するにあたって本要領の定めのほか、支援センターが別途定める「中小企業等向け助成金助成事業実施の手引き」に従わなければならない。
- (2) 支援センターは、助成金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、

別に定めることができる。

附則

(施行期日)

本交付要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和元年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和2年5月11日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和3年3月25日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和6年4月1日から施行する。

**事業内容と助成対象経費について****1 対象となる事業内容**

- ア 事業拠点開設にかかる経費
- イ 新商品・新サービス等の開発にかかる経費
- ウ 新商品・新サービス等の販路開拓にかかる経費

**2 助成対象経費**

経費区分	内容	助成率	助成 限度額
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費（ただし、不動産の増改築および価格が50万円以上のものを除く。）、人件費（役員および個人事業主と生計を一にする家族は除く。）、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費（ただし、車両および取得価格が50万円以上のものを除く。）、その他創業に必要と認められる経費	2/3 以内	200万円
商品開発事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業のすべてを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費		
販路開拓事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費		

※上記のうち、助成対象期間内に行った行為に対し、同期間内に支払いを完了した経費のみを助成の対象とする。

**3 助成対象経費についての留意事項**

## ① 旅費

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

- 運賃 交通費の実費とする。  
国内旅費はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外とする。
- 宿泊費 実費とし、以下の表に基づく金額（税込）を上限とする。

(国内)

宿泊費（円/泊）	13,400	12,000
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外

(海外)

宿泊費 (円/泊)		19,300	16,100	12,900	11,600	
地域区分	北米 (アメリカ合衆国、カナダ)	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントンD.C	○			
	欧州	西欧 (イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、北欧四か国等)	ジュネーブ、ロンドン、パリ	○		
		東欧 (ロシア、ポーランド、チェコ、ハンガリー等)	モスクワ		○	
	中近東	アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○			
	アジア	東南アジア (インドシナ半島 (シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、フィリピン等)、韓国、香港等	シンガポール		○	
		南西アジア (インド等)、アジア大陸 (中国等)、台湾等				○
	中南米				○	
	大洋州 (オーストラリア、ニュージーランド、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア等)			○		
	アフリカ	アビジャン			○	

※ 海外旅費は海外展示会出展事業のみ対象とする。ただし、2名を限度とする。日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代については助成対象外とする。

② 助成対象にならない経費

- ・ 諸経費、一般管理費、現場管理費、保守管理費、詳細が確認できない経費  
但し、上記の経費で内訳 (金額含む) があり事業遂行上必要と認められるものについては、補助対象となる場合もある。
- ・ 保証金、敷金、保険料、公租公課
- ・ 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・ 産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ・ 直接売上や利益につながる費用 (ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。)
- ・ 土地・建物の取得費、建物の新築費用および増改築費用、土地に付随する工事費 (外溝工事、駐車場のアスファルト舗装工事など)
- ・ フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・ その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費

③ その他

- ・ 申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の助成対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。